

国立大学法人富山大学における随意契約公表基準

平成18年6月23日制定

平成19年4月1日改正

平成20年4月1日改正

平成21年4月1日改正

平成26年6月24日改正

(趣旨)

第1 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）が締結した随意契約の公表の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2 公表の対象となる契約は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 予定価格が1,000万円を超える工事
- (2) 予定価格が500万円を超える財産の買入れ、製造、財産の売払
- (3) 予定賃貸借料の年額又は総額が500万円を超える物件の借入、貸付
- (4) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が500万円を超えるもの

(公表の内容)

第3 公表する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 契約に係る工事、物品又は役務等の名称及び数量
- (2) 契約責任者の職名、氏名、部局の名称及び所在地
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 契約金額
- (6) 随意契約によることとした理由

(公表の時期)

第4 本学が契約締結（契約変更を含む。）後、遅滞なく公表するものとする。

(公表の方法)

第5 本学のホームページ上において、別紙様式により公表するものとし、各契約担当は、契約締結後本様式により電子ファイルで経理課へ提出するものとする。

(公表の期間)

第6 契約の締結した日の属する年度及び翌年度において、公表するものとする。

附 則

この基準は、平成18年6月23日から施行し、平成18年7月1日以降に締結した契約分から適用する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年7月1日から施行する。